



 **綾部市立地適正化計画**

目次

§ 1 綾部市立地適正化計画について	
1 立地適正化計画とは	2
2 計画策定の背景と必要性	2
3 計画のねらい	2
4 計画の位置付け	3
5 上位計画	4
6 計画期間と計画の見直し	7
7 計画の対象範囲	7
§ 2 立地適正化の方針	
1 課題の把握	8
2 課題解決の方向性	10
3 目指すべき都市構造	10
4 課題解決のための誘導方針（ストーリー）	12
5 立地適正化に関する基本的な方針	12
§ 3 誘導区域及び誘導施策	
1 誘導区域・誘導施設の考え方	14
2 都市機能向上エリアの設定	14
3 誘導施設の設定	16
4 まちなか居住エリアの設定	17
5 誘導施策	20
6 届出制度	22
§ 4 課題の解決に向けた施策	
23	
§ 5 まちなか居住エリアの防災指針	
1 防災指針について	26
2 災害リスクの把握	26
3 まちなか居住エリアにおける災害リスクへの対応方針	27
4 災害への対応方針に基づく施策の展開	30
§ 6 施策の評価と進行管理	
1 計画の評価・見直しの方法	31
2 施策の達成状況に関する指標	31
§ 7 資料編 一市の現況分析一	
33	

§ 1 綾部市立地適正化計画について

1 立地適正化計画とは

人口の減少と高齢化が進む中で、今後のまちづくりは、高齢者や子育て世代にとって、安心できる健康で快適な生活環境を実現すること、財政面及び経済面において持続可能な都市経営を可能とすることが大きな課題です。

こうした中、医療・福祉施設、商業施設や住居などがまとまって立地し、高齢者をはじめとする住民が公共交通により、これらの生活利便施設などにアクセスできるなど、福祉や交通なども含めて都市全体の構造を見直し、「コンパクトアンドネットワーク」の考えで進めていくことが重要です。

このような背景を踏まえ、都市全体を見渡ししながら都市機能や居住を誘導すべき区域を設定し、区域内への誘導施策などを定め、コンパクトな市街地の形成に向けた取組を推進するためのマスタープランとして、都市再生特別措置法第81条第1項の規定に基づき策定するものです。

2 計画策定の背景と必要性

本市においても、人口は市制を施行した昭和25年の54,055人をピークに減少を続けています。また、高齢化率についても年々上昇傾向にあり、令和22年には45%を超えると想定され、一定の人口に支えられた医療・福祉、商業などの生活サービスは、生産年齢人口の減少による担い手不足の問題や、利用者の減少により存続が難しくなっていくことが予想されます。また、公共施設の維持更新費用の増大や固定資産税などの減収により、財政が圧迫されるなどの課題が発生することも懸念されます。

こうした状況の中、将来にわたって持続可能な都市になるためには、一貫して続いている人口減少の抑制と、超高齢社会という人口構造を改善する必要性があり、高齢者にとっても若者世代にとっても、安心できる快適な生活環境を実現すること、また、財政面においても持続可能な行政運営を目標とすることが重要となってきます。

これらの実現のために、綾部市立地適正化計画（以下、「本計画」という。）を策定し、都市全体の構造を見直し、より具体的にコンパクトなまちづくりに向けた取組を進めて行く必要があります。

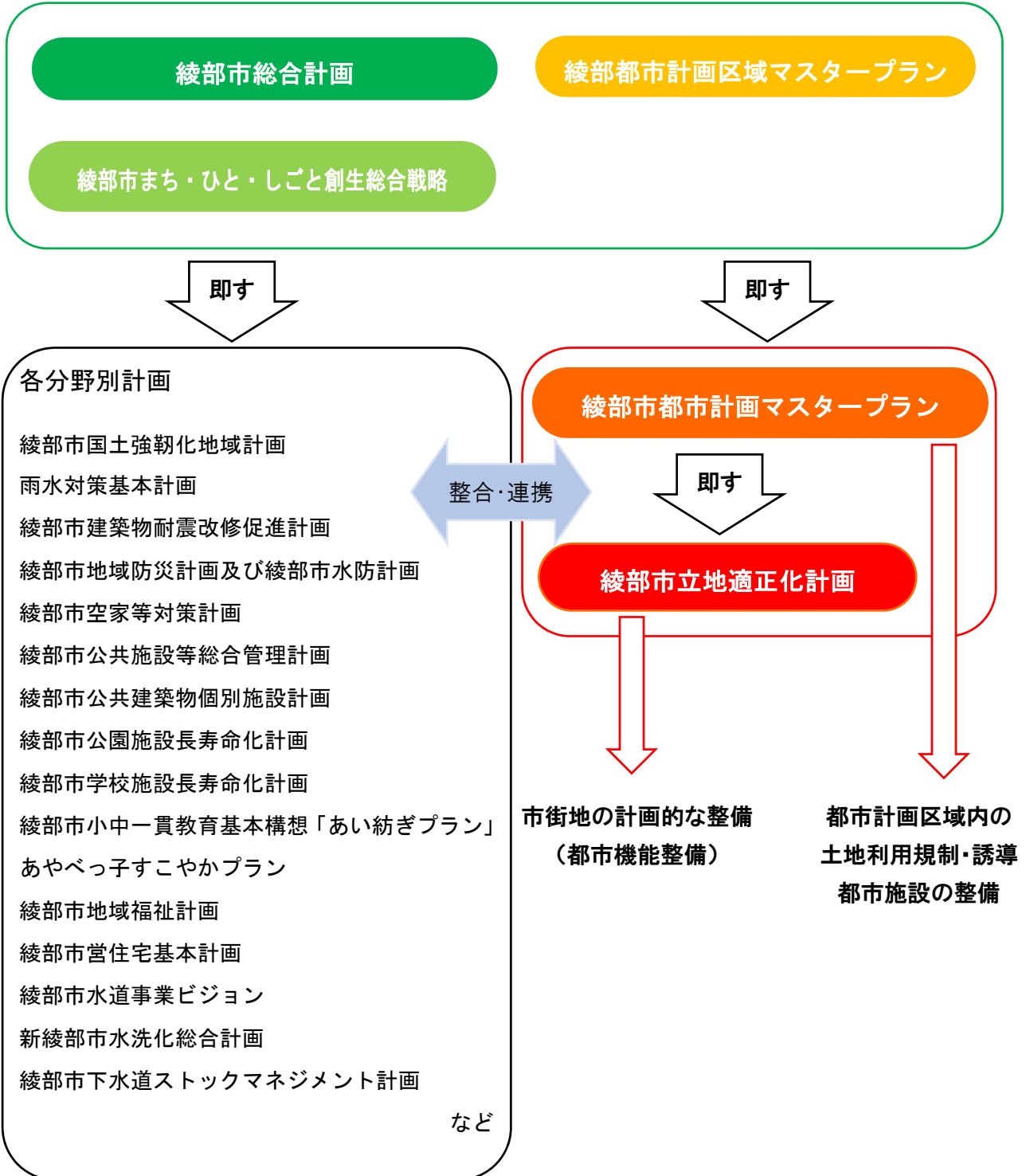
3 計画のねらい

本計画は、本市が今後持続可能であるために医療・福祉、商業などの様々な都市機能や居住機能を、綾部駅を中心とする市街地に充実させ、不足している機能の整備や老朽化が進む施設の移転・改修を計画的に行い、利便性の高いコンパクトな市街地の形成を目指すことを目的としています。

また、市全体の活性化を促進するため、人口の約半数が居住する農村集落の各拠点と利便性の高いコンパクトな市街地を交通ネットワークで結ぶことにより、市全体としての利便性の確保を実現することで、本市の魅力である美しい自然環境や豊かな里山・田園と農村の暮らしに配慮しつつ、居住環境の維持、生活に必要な利便性の向上を図ります。

4 計画の位置付け

本計画は、都市全体の観点から、医療・福祉、商業などの都市機能や居住機能の立地、公共交通の充実などに関する包括的なマスタープランとして策定する計画であることから、「綾部市総合計画」、「綾部市まち・ひと・しごと創生総合戦略」及び「綾部都市計画区域マスタープラン」といった上位計画に即していることに加え、「綾部市都市計画マスタープラン」に掲げる都市づくりの基本理念や都市構造の将来像とも整合を図り、その理念や目指す将来都市像を共有します。



5 上位計画

本計画が示す将来像や基本方針を、上位計画にあたる「第6次綾部市総合計画」及び「綾部市都市計画マスタープラン」と整合したものにするため、これらの上位計画を整理します。

■第6次綾部市総合計画(令和3年4月)

将来 一人ひとりの幸せを みんなで紡いで 都市像 実現できるまち・・・綾部

 <p>平和をねがい、 祈りのあるまち</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 人権尊重社会の実現 2 平和の発信と国際交流 3 防災対策の推進 4 消防・救急体制の充実 5 生活の安全性の向上     	 <p>自治を高め、 心のつながりのあるまち</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 市民活動の促進と地域の活性化 2 男女共同参画社会の実現 3 情報の発信と共有 4 健全な行財政運営と広域連携   
 <p>教育をたいせつにし、 文化のかおるまち</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 幼稚園、小・中学校教育の充実 2 社会教育の充実 3 青少年健全育成の推進 4 文化・芸術の振興   	 <p>環境をととのえ、 健康のあふれるまち</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 環境保全と廃棄物対策の推進 2 地域福祉社会の実現 3 子育て環境の充実 4 高齢者福祉の推進 5 障害者福祉の推進 6 保健の推進 7 医療体制の充実        
 <p>産業をおこし、 豊かな暮らしのあるまち</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 農林業・内水面漁業の振興 2 商工業の振興と雇用促進 3 観光と交流の推進 4 移住・定住の促進 5 スポーツの振興      	 <p>計画を定め、 輝かしいあしたをひらくまち</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 土地利用と市街地の形成 2 道路・公園の整備 3 公共交通の充実 4 上下水道の運営と整備    

基本目標 計画を定め、輝かしいあしたをひらくまち



【施策の目標】

1 土地利用と市街地の形成

都市機能の充実を図り魅力ある中心市街地を形成するとともに、農村地域の豊かな自然を生かした生活環境の保全により誰もが快適に暮らせる持続可能なまちを目指します。

2 道路・公園の整備

広域幹線道路網の整備促進及び生活道路の計画的な整備や適切な維持管理に努め、歩行者や車が安全で快適に移動できる道路環境の実現を目指します。

また、遊び、憩いの場や災害時の避難場所として、公園・緑地空間の充実を目指します。

3 公共交通の充実

あやバスの安全で利便性の高い運行を推進するとともに、自主運行バス等の運行支援によりラストワンマイルの移動手段の確保に努めます。

また、鉄道の利用促進を図り、誰もが利用しやすい公共交通ネットワークの構築を目指します。

4 上下水道の運営と整備

安全で強靱かつ持続可能な水道事業の運営に努め、市民に安全で安心な水を安定的に供給します。

また、市民の生活環境の向上と公共用水域の水質保全を図るため、新綾部市水洗化総合計画を基本に地域の特性に応じた手法で、計画的・効率的な整備の推進により、水洗化の普及拡大に努め、快適で住みよい環境づくりを目指します。

■綾部市都市計画マスタープラン(平成25年12月)※令和4年度改訂予定

○都市づくりの基本目標

1 快適に暮らせる身近な生活圏と都市づくり

- ・地域の特性に応じた適切な土地利用の誘導規制
- ・安全、安心、快適な暮らしに対応できる住環境の形成
- ・中心市街地では再生及び街なか居住を促進 など

2 生活・産業基盤が整った活力ある都市づくり

- ・誰もが健やかに暮らせる住環境や医療・福祉環境を充実
- ・道路、公園、上水道、下水道などの都市施設の整備、充実
- ・地域の特性を踏まえた、地域住民の生活環境が確保され、地域コミュニティの活力が持続的に発揮できるまちづくり
- ・新たな企業誘致や既存産業の基盤強化など、商工業の活性化による活力ある都市空間づくりと雇用の確保 など

3 由良川水系等の自然・風土を共有する都市づくり

- ・由良川、犀川、八田川、上林川、伊佐津川沿いの豊かな自然環境、資源、景観の保全
- ・水源の里集落や里山集落などの個性を活かした、魅力ある集落づくり

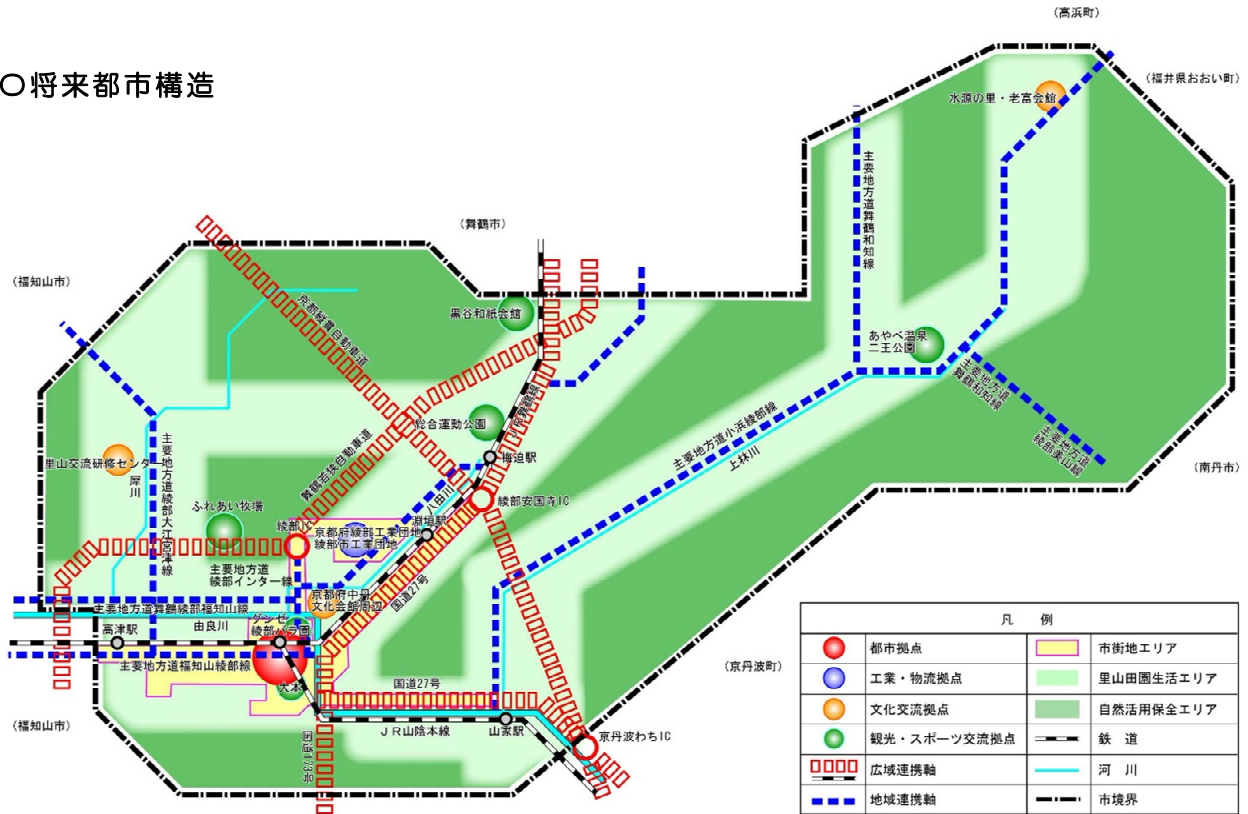
4 安全で災害に強い都市づくり

- ・住宅、主要公共建築物などの不燃化、耐震化の促進
- ・自然災害に対応できる治山・治水・土砂災害対策の充実
- ・災害対策本部や救助活動の拠点となる建築物の耐震化や機能強化、避難路、避難地の確保による災害に強い都市づくり

5 市民等と行政の協働による個性を活かした都市づくり

- ・本市が育んできた文化や風土を共有して人と人との絆を大切に育てる
- ・市民や事業者などが都市づくりに参画できる機会を増やし、都市づくりの多様な場において市民等と行政の協働による都市づくりを目指します。

○将来都市構造



都市拠点及び各エリアの整備方針

● 都市拠点	綾部駅、市役所、綾部市立病院周辺を「都市拠点」に位置付け、商業・業務、文化、医療、福祉、行政、交通結節などの都市機能の集積を促進し、複合的な都市機能の充実を図る。
市街地エリア	一定の人口・都市機能が集積する区域に、都市機能のさらなる強化と、計画的な都市施設整備を図る。
里山田園生活エリア	豊かな自然や、農業との調和、集落の生活基盤の向上を図り、地域産業の活性化や都市住民との交流を図る。
自然活用保全エリア	景観に配慮し、森林の保全や林業の振興、自然環境を活かしたレクリエーションの場として活用を図る。

6 計画期間と計画の見直し

本計画は、概ね 20 年後の都市像を見据えた計画とし、概ね 5 年ごとに、もしくは必要に応じ見直しを行うこととします。

7 計画の対象範囲

本計画の対象範囲は綾部都市計画区域とします。ただし、計画の策定に当たっては、市全体のまちづくりを視野に入れて検討するものとします。

§ 2 立地適正化の方針

1 課題の把握

本市の現状分析並びに「第6次綾部市総合計画」及び「第2期綾部市まち・ひと・しごと創生総合戦略」策定に向けたアンケート調査や市民ワークショップなどを通じて収集した市民意見などを参考に本市の都市構造に関する課題を以下のとおり整理します。

(1) 人口

- 国勢調査による人口は昭和25年の54,055人をピークに平成27年の33,821人まで一貫して減少。(以降も減少を続けている。)
- 人口減少は市内全域で進行しているが、中心市街地での減少も加速している。
- 高齢者数はほぼピークに達していると考えられ今後は減少が見込まれるが、高齢化率は今後も上昇し、令和22年には45%を超える見込み。(社人研推計)
- 合計特殊出生率は現状1.62(令和元年)で全国平均を上回るものの、自然動態、社会動態とも減少が続いている。
- 労働力人口の増加率は低く、若年層の都市部への流出などもあって、人口構成は高齢者の割合が増加している。

(2) 土地利用

- 平成28年度に都市計画区域区分を廃止し、特定用途制限地域の指定による緩やかな土地利用規制により農村地域での土地利用の可能性を広げているが、急激な変化は見られない。
- 中心市街地においても、空き地又は駐車場や資材置き場などが目立つようになっている。
- 古くからの既成市街地において、狭あい道路などの関係で建替えの困難な老朽化住宅などが存在している。
- 商業地、住宅地とも地価水準は近隣市に比べやや低めで下落傾向であるが、下落幅は小さくなりつつある。

(3) 都市施設

- 中心市街地には一定の都市機能が集積しているが、市民は子育て関連施設や教育文化施設などについて不十分と感じており、更なる充実を望む声がある。
- 大型店や電子商取引との競合など、小規模店を取り巻く環境の変化から事業承継が行われず、商店街の空洞化が進んでいる。
- 都市の骨格を形成する幹線道路や広域ネットワークに資する道路の未整備部分があり、道路ネットワーク機能が不完全な状態。
- 市街地内に狭あい道路が存在し、土地利用上や防災上の支障が懸念される。

(4) 空き家等

- 全市的に空き地、空き家が目立つようになってきている。
- 中心市街地でも空き地、空き家、空き店舗などが増加し空洞化が進んでいる。

(5) 公共交通

- 市街地と市内の各地域はあやバスによって接続されているが、人口減少に伴う利用者の減少が見られる。
- 路線維持には多額の予算が必要であり、現状の輸送サービスの提供が困難になる可能性がある。
- 公共交通分担率が低く、自家用車への依存度が高い。(平成 27 年度近畿地方整備局調査)

(6) 公的不動産

- 人口減少による公共施設の需要の低下、老朽化による更新に伴う財政支出など将来を見据えた施設の適正なマネジメントが求められている。

(7) 災害

- 近年、台風や豪雨、大規模な地震などによる自然災害が頻発し、社会的不安が高まっている。
- 平成 30 年 7 月豪雨災害をはじめ、特に、平成 25 年以降は多くの被害を受けており、災害時の安全確保は市民の生活や都市活動の前提として欠くことのできない課題になっている。
- 土砂災害警戒区域・特別警戒区域が、中心市街地においても一部指定されている。また、由良川中心に市街地の半分以上が浸水想定区域となっている。

■この計画により特に解決すべき課題

本市の様々な課題の中で、立地適正化計画の主旨を踏まえ、本計画の策定により解決すべき課題を以下のとおりとします。

1. 人口減少、特に生産年齢人口(若年人口)の減少

人口の減少及び超高齢社会という人口構造の進行により、市全体の活力の低下のみならず、社会保障費の増加見込みや公共施設の老朽化による更新需要も高まる中で、本市の財政的な持続可能性も懸念されます。

2. 中心市街地の活力低下

人口の減少は市街地においても見られ、商業施設の減少などもあって、中心市街地では空き地や空き家などの増加による空洞化が進んでいる状況です。

中心市街地の活力の低下は都市の魅力の低下につながり、都市の持続可能性を確保するうえで懸念すべき課題です。

2 課題解決の方向性

ふるさとに住み続けたいと希望する市民に加え、新たに本市に定住する人を増やすため、空き家の流動化促進、定住支援住宅の整備など、新たな生活様式を見据えた移住・定住の促進を図ります。

中心市街地では、効率的な土地利用による住環境の整備を促進するとともに、都市機能の充実、空き店舗の活用による商店街の活性化など、市民の一人ひとりが幸せを感じ、安心して暮らせる魅力づくりのための施策を展開します。

■まちづくりの基本方針（ターゲット）

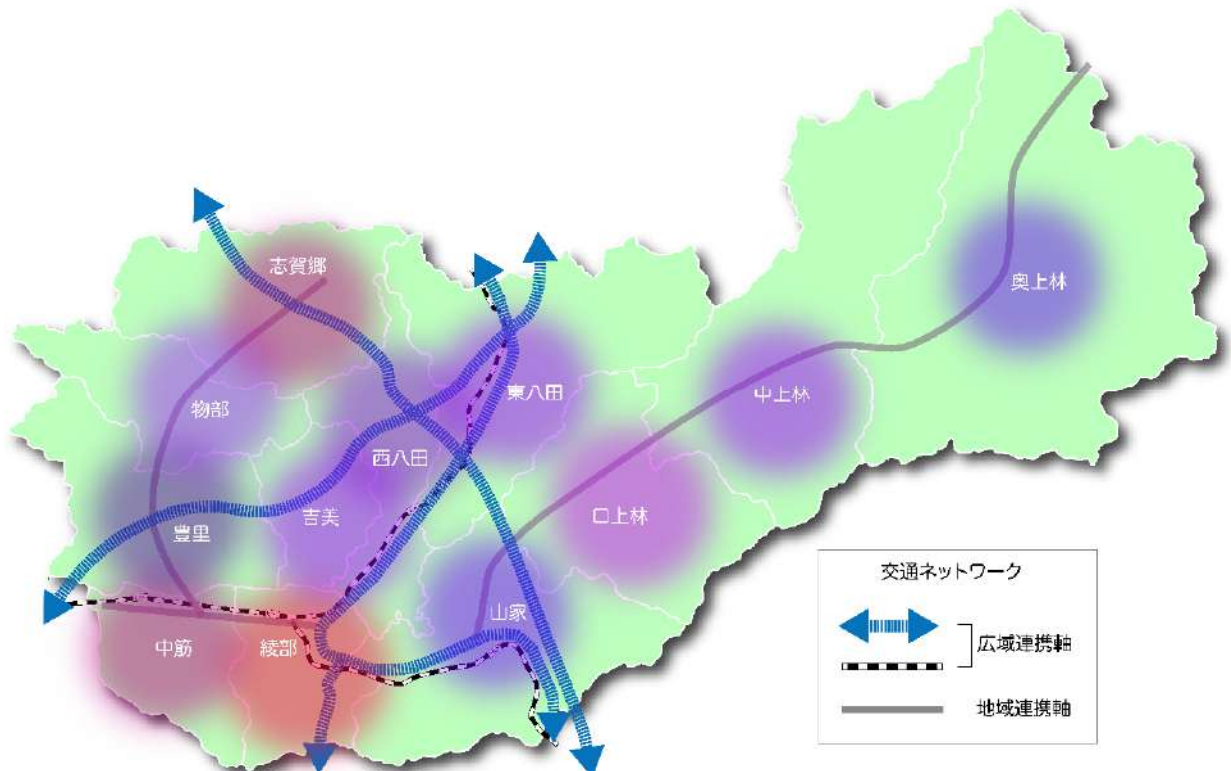
“このまちで良かった”と
市民が幸せで安心して暮らせるまちづくり

3 目指すべき都市構造

本市は昭和 25 年に 1 町 6 村が合併して市制を施行、その後 6 村（佐賀村の一部を含む）を合併し、12 の旧町村が今も自治会連合会を組織しています。それぞれに町や村時代の中心地があり、学校や商店などが立地し小さな拠点が形成されてきました。

本市ではこれらの地域（自治会連合会）ごとに特色あるまちづくりを進めることにより、市全体の活性化を図ろうとしています。

そこで、各拠点が地域特性に応じたまちづくりによって輝き、それぞれの拠点を交通ネットワークでつなぐ「コンパクトアンドネットワーク」による都市構造を目指します。



■市街地

綾部駅を中心とする中心市街地においては、道路や下水道など整備された都市基盤を活かし、商業・業務機能の向上や、商店街の活性化を促進するとともに、医療や子育て支援機能の充実など都市機能の整備を計画的に行い、利便性の高いコンパクトな市街地の形成を目指します。

■農村集落

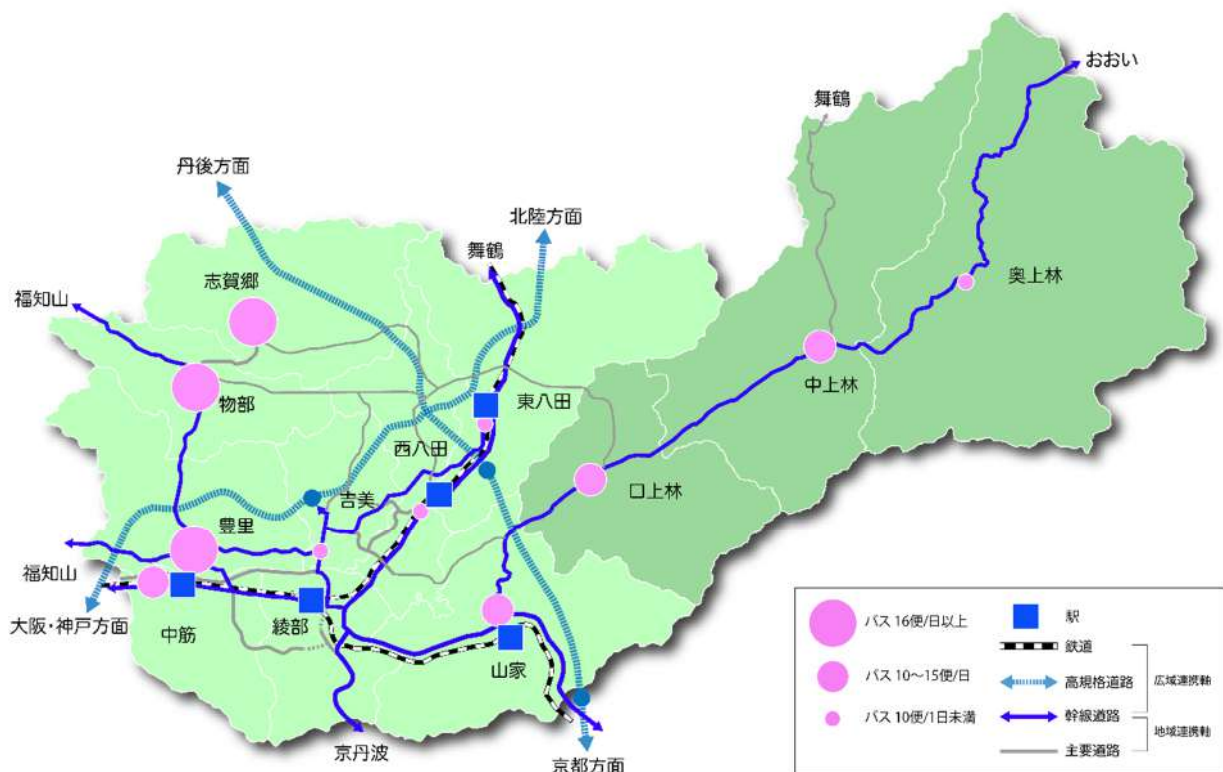
本市の魅力である美しい自然環境や豊かな里山・田園と農村の暮らしに配慮しつつ、居住環境の維持、生活に必要な利便性の向上を図るとともに、地域資源を活かした産業、観光、交流を促進することにより、地域の活性化を促進します。

また、Uターンによる定住希望など、「田園回帰」の流れに対応するため、国や京都府と連携し、移住・定住の促進を図ることにより、美しい里山・田園の中で営まれる生活の場を確保し、持続可能な地域づくりに努めます。

■交通ネットワーク

道路の整備や、あやバスの運行確保など、中心市街地と各地域を結ぶ交通ネットワークの確保と充実を図り、「コンパクトアンドネットワーク」によるまちづくりによって市全体の活性化を目指します。

鉄道やバスなどの公共交通は現在の路線や便数の維持、確保に努めるとともに、自主運行バスの運営支援などラストワンマイル（駅やバス停等から自宅や目的地までの区間）の移動支援を推進します。



4 課題解決のための誘導方針(ストーリー)

将来にわたって持続可能な都市になるためには、きめ細やかなまちづくりを進め、これまで一貫して続いている人口減少の抑制と、超高齢社会という人口構造の改善が求められます。

■快適で住みよいまちづくり

綾部駅周辺の中心市街地において、効率的な土地利用による都市機能や住環境の整備を促進し利便性を向上させるとともに、創業支援や空き店舗の活用などにより、都市の活性化を目指します。

■子育て世代に選ばれるまちづくり

自然環境豊かな綾部で人それぞれが希望する「結婚・出産・子育て」ができるよう、子育て支援の環境づくりを行うことにより、子育て世代に選ばれる「全ての子どもが心豊かに成長でき、誰もが安心して子どもを産み育てられ、地域社会全体が応援する綾部」を実現し、綾部で生まれ育つ子どもの数の増加を目指します。

5 立地適正化に関する基本的な方針

■都市拠点<都市機能の整備による人口密度の維持>

綾部駅を中心とする中心市街地を都市拠点と位置付けます。

この地域には、立地適正化計画制度を活用した誘導区域として、都市機能向上エリアとまちなか居住エリアを設定し、都市機能の充実を図るため、施設や環境の整備を行い、都市の利便性を高めることにより、エリア内の人口密度維持を図ります。

■地域拠点<日常生活機能の充実による活性化>

都市拠点を除く、各地区の中心地に形成された小さな拠点を地域拠点と位置付け、地域特性に応じて、日常生活機能の充実や地域コミュニティの活性化などを進めます。

また、各拠点間を交通ネットワークで結び、医療や福祉など必要な都市機能へのアクセスの確保に努めることにより、利便性の確保に努めます。

■里山田園生活エリア<豊かな自然との共生によるゆったりやすらぎの居住>

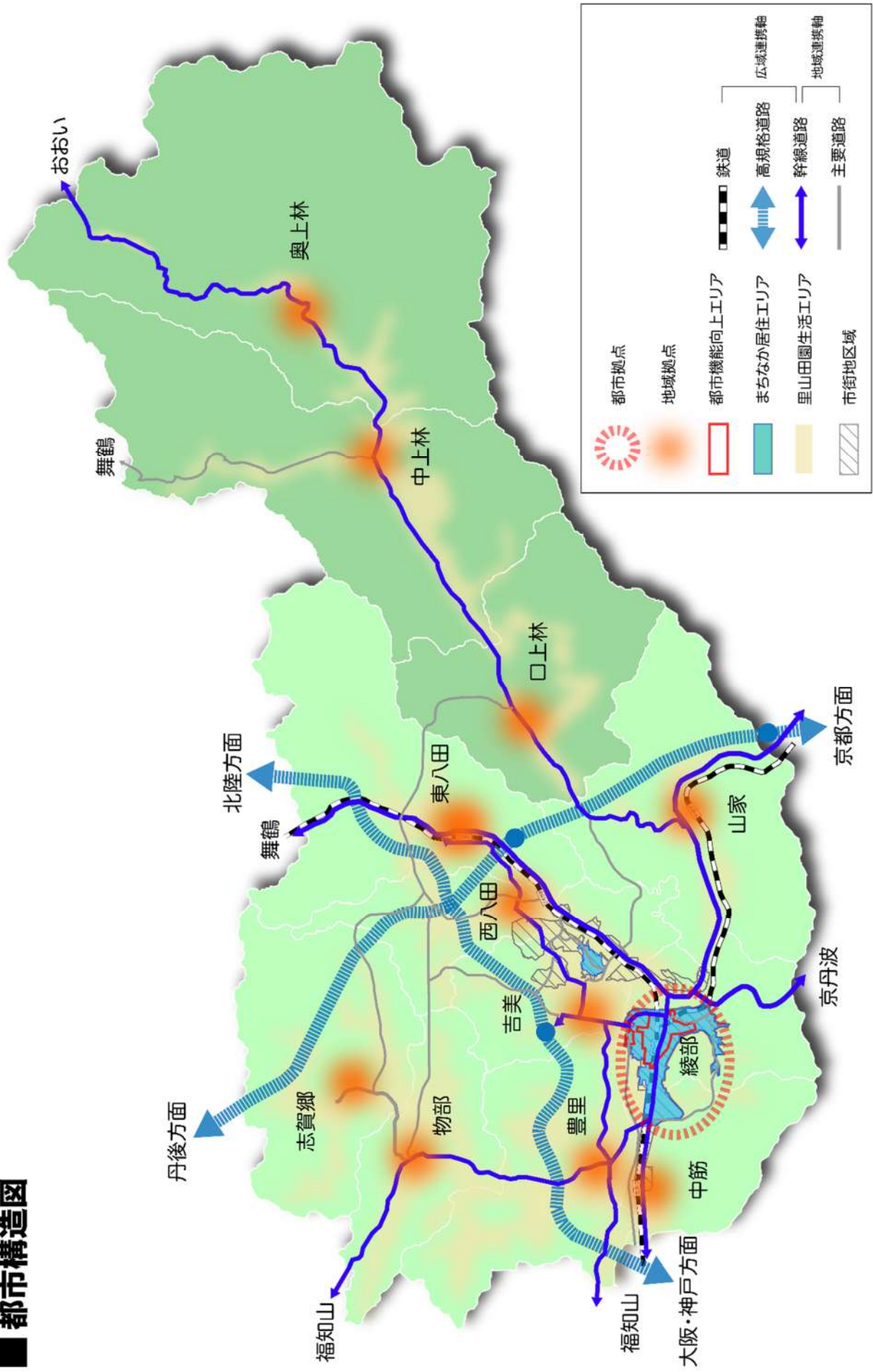
まちなか居住エリアを除く、住宅地や既存集落を里山田園生活エリアと位置付けます。

居住環境に大きな影響を及ぼす一定の土地利用は規制し、良好な居住環境を守ることでよりエリアの魅力を高め、田舎暮らしを希望する人々の移住・定住の促進を図ります。

本市の特徴である「豊かな自然」と「人々の心の温かさ」を肌で感じながら、このまちでよかったと市民が幸せで安心して暮らせるやすらぎの居住環境を維持します。

なお、本市が分譲している桜が丘団地にはまちなか居住エリアを設定し、引き続き良好な居住環境を維持し、人口の誘導を図ります。

都市構造図



§ 3 誘導区域及び誘導施策

1 誘導区域・誘導施設の考え方

本市の市街地は綾部駅を中心としてコンパクトに形成されています。

綾部駅の南側に古くからの既成市街地が広がり、北側には繊維産業やものづくり企業などの工場が集積してきました。

近年、綾部駅の北側地域においては、工場の整理統合などによって生じた土地で商業施設や公共施設、住宅などへの利用転換が進み、各種の機能が綾部駅を中心とする範囲に集積されてきています。

そこで、綾部駅を中心とするこれらのエリアに集中する人口を、将来にわたって維持していくことを目的に誘導区域の設定を検討します。

誘導施設の設定に当たっては、都市機能の充実や利便性の向上により、都市の魅力を向上させ、居住地選択の機会に選ばれるよう、「第6次綾部市総合計画」及び「第2期綾部市まち・ひと・しごと創生総合戦略」などに基づき、都市の魅力の向上に必要な機能を位置付けるものとし、その配置については、利便性や他の施設との連携による効果を発揮できるよう検討するとともに、「綾部市公共施設等総合管理計画」などに基づく最適化の方針も踏まえて検討するものとします。

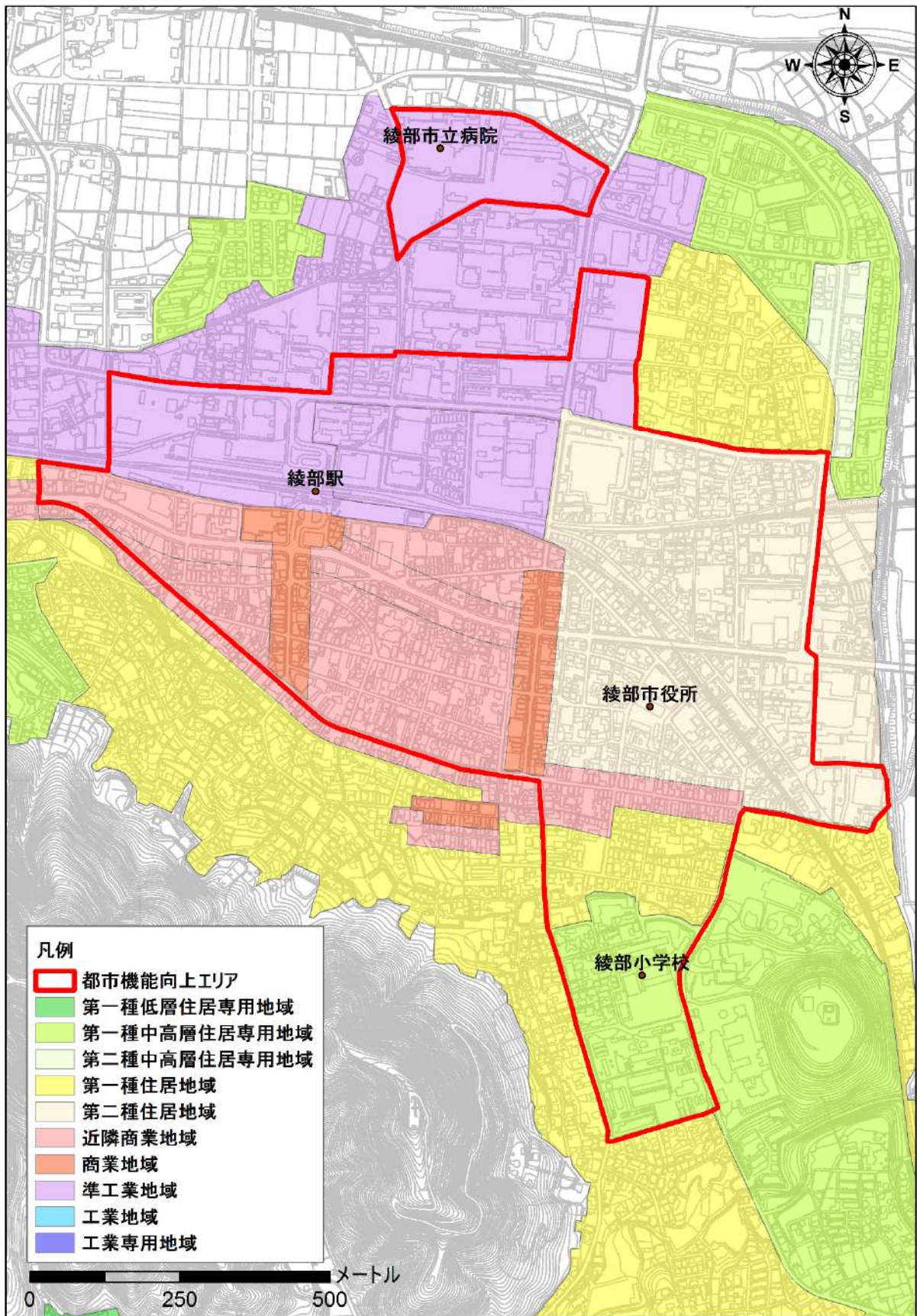
2 都市機能向上エリアの設定

都市機能向上エリア（都市再生特別措置法第81条第2項第3号に規定される都市機能誘導区域）は、次の方針に基づき区域の設定を行います。

- ①綾部駅から概ね半径1キロメートルを基準とし、都市機能の集積状況を勘案しながらまちなか居住エリア内に設定する。
- ②具体的な施設整備が見込まれるエリアに設定する。
- ③地形地物界を基に設定する。

※土砂災害特別警戒区域等は含みません。（17ページ参照）

■都市機能向上エリア



3 誘導施設の設定

(1) 誘導施設とは

都市機能向上エリアに立地を誘導すべき都市機能増進施設を設定するもので、当該区域に必要な施設を設定します。当該区域及び都市全体における将来の人口推計、施設の充足状況や配置を勘案し必要な施設を定めます。

(2) 本市における誘導施設の設定方針

誘導施設は、現状の都市機能の立地状況のほか、現在のまちづくり上の課題、市民意見などを参考にしながら、必要な施設を誘導施設に設定します。

(ア) 整備が見込まれる施設など

都市の魅力向上のために整備を予定している施設及び日常生活を支える施設として必要な医療機能を誘導施設に設定します。

(イ) 子育て支援施設など

子育て世代の定住人口の回復のため、必要な子育て支援施設を設定します。

機能	誘導施設	定義
医療	病院（病床 200 床以上）	医療法第 1 条の 5 第 1 項
教育文化	図書館	図書館法第 2 条第 1 項
子育て支援 福祉	地域子育て支援拠点施設	児童福祉法第 6 条の 3 第 6 項
	こども発達支援拠点施設	児童福祉法第 6 条の 2 の 2 第 1 項
	病児保育事業所	児童福祉法第 6 条の 3 第 13 項

■都市機能の維持・充実に向けた公的不動産の活用

利便性が高く、住みやすい魅力あるまちづくりを進めるため、都市機能向上エリアの機能充実に向けた取組を進めます。

このような中、将来を見据えた適正な公共施設の配置を進めていく必要があることから、「綾部市公共施設等総合管理計画」及び「綾部市公共建築物個別施設計画」と整合を図り、既存の公的不動産についても積極的な活用を図ります。

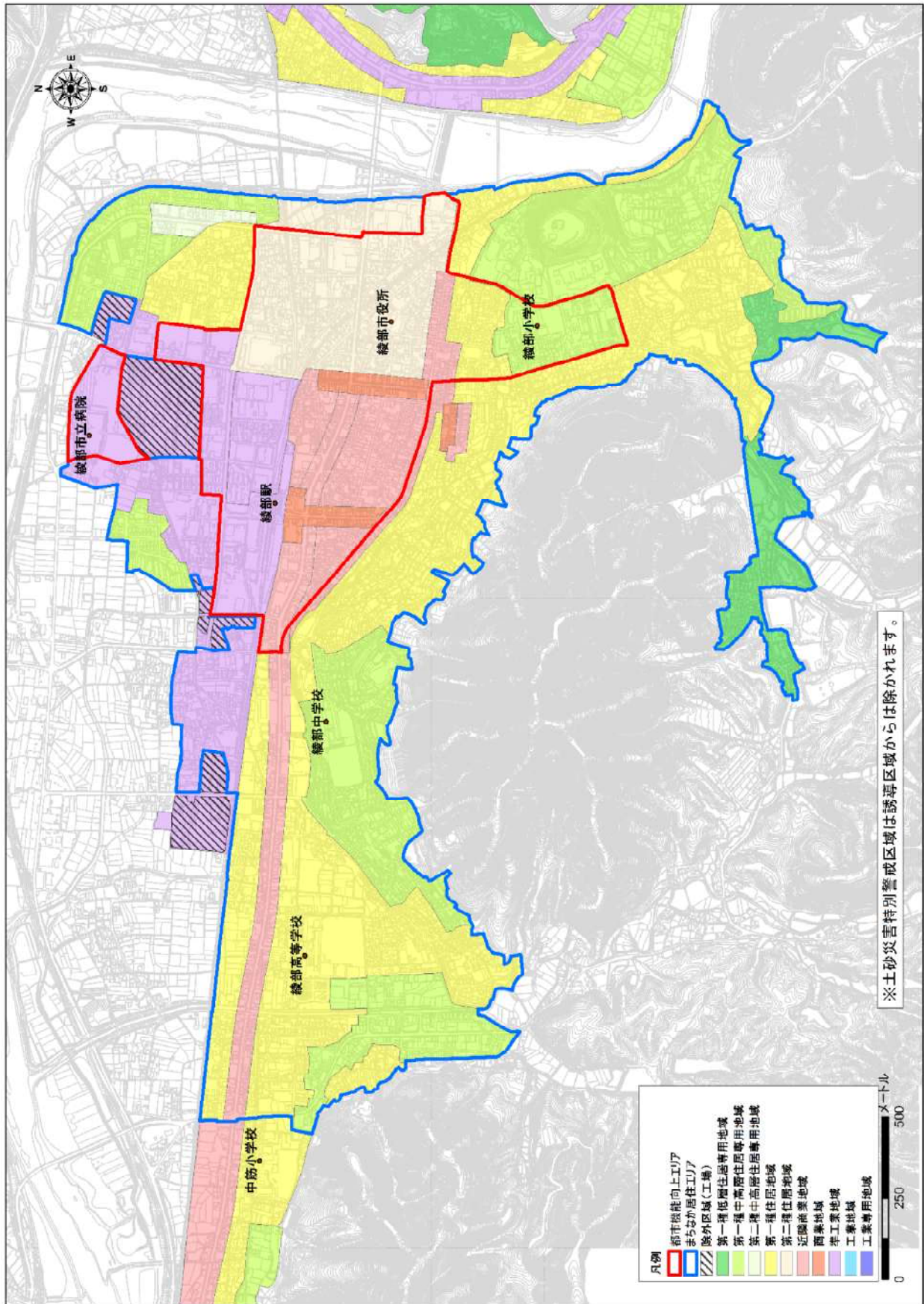
4 まちなか居住エリアの設定

まちなか居住エリア（都市再生特別措置法第81条第2項第2号に規定される居住誘導区域）は、人口が一定程度集中している区域で、将来の人口推計を勘案しながら、次の方針に基づき区域の設定を行います。

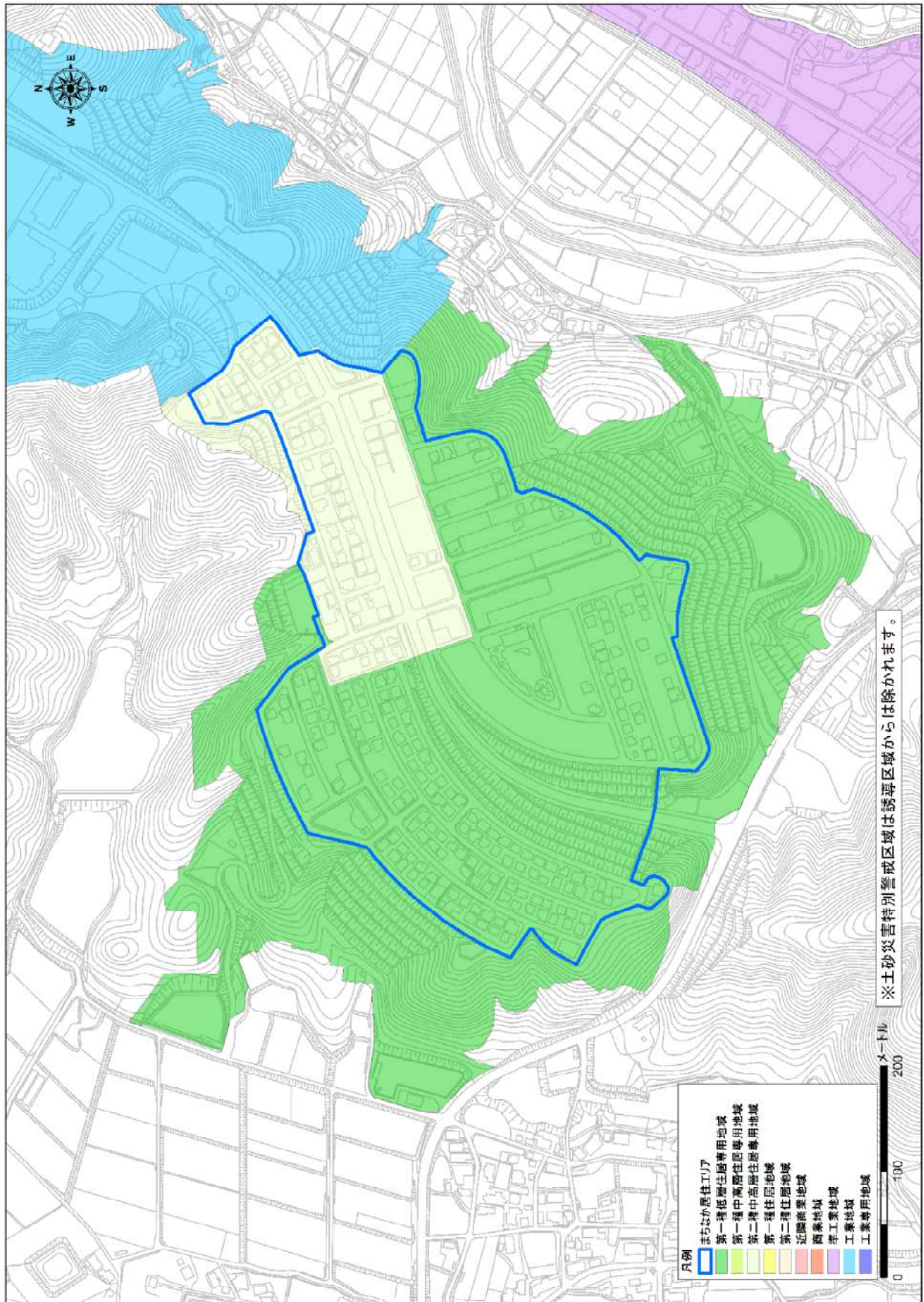
- ①綾部駅から概ね半径2キロメートルの用途地域内及び桜が丘団地の住居系用途地域内に設定する。
- ②地形地物や用途地域界を基に設定する。
- ③まとめて工業的土地利用が行われている土地は除外する。
- ④次に掲げる区域は除外する。
 - ・土砂災害特別警戒区域（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第9条第1項）
 - ・地すべり防止区域（地すべり等防止法第3条第1項）
 - ・急傾斜地崩壊危険区域（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項）

※地すべり防止工事（地すべり防止区域）、急傾斜地崩壊防止工事（急傾斜地崩壊危険区域）が完了している地区など、災害防止上必要な対策がなされている地区については、まちなか居住エリアに含みます。

■まちなか居住エリア【中心市街地地区】



■まちなか居住エリア【桜が丘地区】



5 誘導施策

都市機能向上エリアに計画されている図書館をはじめとする各種都市機能の整備に向けて、国の支援の活用等による推進を図ります。

また、まちなか居住エリアの居住環境の向上のため、各種の施策を展開します。

(1) 都市機能向上のための施設整備

事業名	事業内容等
駅北複合施設整備事業	図書館とホール機能及び屋内遊具を備えた交流スペース、相談、情報提供など子育て支援の機能を集約し、複合施設として利便性の高い綾部駅周辺に整備します。
こども発達支援拠点整備事業	子育て環境の充実のため、子どもの発達に関する相談全般から、児童発達支援、放課後等デイサービス、災害時の福祉子ども避難所などの機能を備えた施設を都市機能向上エリア内に整備します。
病児保育施設整備事業	子育て環境の充実のため、体調に不安がある子ども（発熱など）を預かる保育施設を、医療施設との連携が可能な場所に整備します。

(2) (1) に掲げる事業の施行に関連して必要となる公共公益施設の整備に関する事業

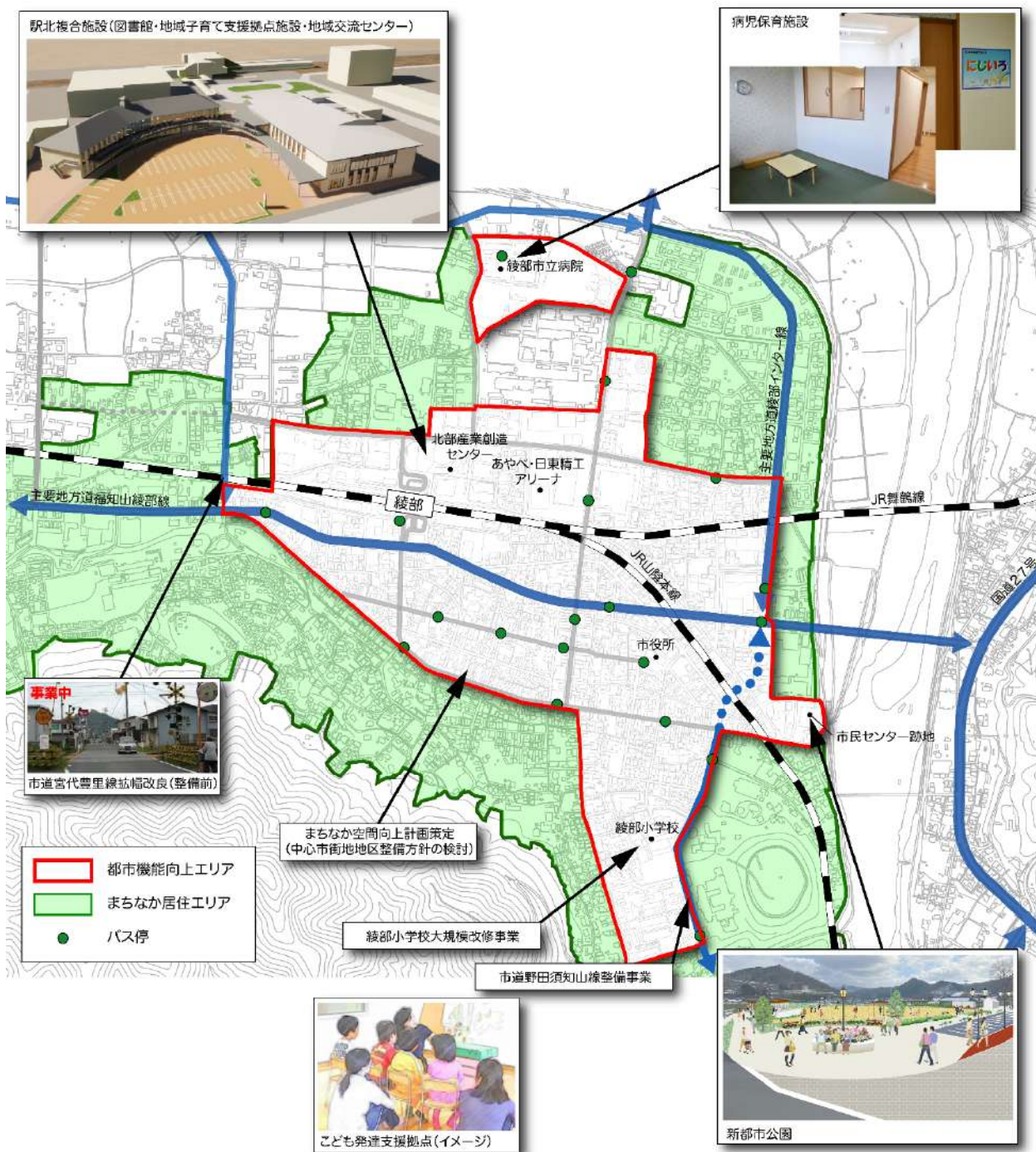
種別	事業名	事業内容等
道路	市道宮代豊里線整備事業	道路及び踏切の拡幅改良を行います。

(3) まちなか居住エリアの居住環境向上、活性化に関する施策

種別	事業名	事業内容等
市街地整備	まちなか空間向上計画策定事業 (中心市街地整備方針の検討業務)	綾部駅南側の既成市街地内で道路計画などの住環境整備の方針を検討します。
道路	市道野田須知山線整備事業 (都市計画道路須知山線)	都市計画道路の拡幅改良を進め、綾部環状道路の事業化の促進に繋がります。
公園	都市公園整備事業	新たな都市公園を整備します。
市営住宅	市営住宅借上事業	市営住宅基本計画に基づき、借上型市営住宅を設置します。
医療	医療機器購入及び更新事業	市立病院の医療水準の維持と経営の安定を図るため、計画的に機器を更新及び新規導入します。
	大型医療機器整備事業	市立病院の医療水準の維持と経営の安定を図るため、計画的に大型医療機器を更新します。
	綾部市立病院大規模改修事業	医療水準の維持と経営の安定を図る

		ため、施設を改修します。
	綾部市立病院西館空調改修事業	老朽化した西館の空調設備を更新します。
商業振興	空き店舗活用支援事業	都市機能向上エリアの商店街において、空き店舗を活用する出店者に対して支援を行い、にぎわいづくりと商店街の活性化を図ります。

■主な施設整備のイメージ



6 届出制度

(1) 都市機能向上エリアに関する届出制度

都市機能向上エリア（15 ページ）は都市再生特別措置法に定める都市機能誘導区域となりますので、区域外でこの計画で定める誘導施設の開発行為又は建築等行為を行おうとする場合には、同法第 108 条により、本市への届出が義務付けられます。

また、区域内において、誘導施設の休止又は廃止をしようとする場合には、同法第 108 条の 2 により、本市への届出が義務付けられます。

(2) まちなか居住エリアに関する届出制度

まちなか居住エリア（18、19 ページ）は都市再生特別措置法に定める居住誘導区域となりますので、区域外において、次のいずれかに該当する開発行為又は建築等行為を行おうとする場合には、同法第 88 条により、本市への届出が義務付けられます。

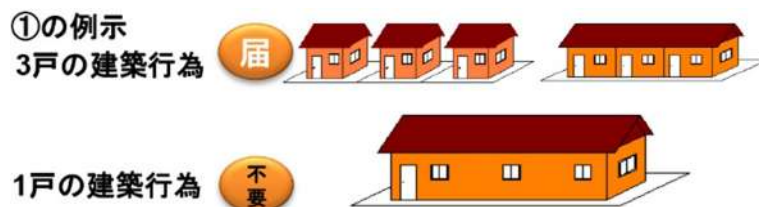
【開発行為】

- ① 3 戸以上の住宅の建築目的の開発行為
- ② 1 戸又は 2 戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が 1,000 ㎡以上のもの



【建築等行為】

- ① 3 戸以上の住宅を新築しようとする場合
- ② 建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して 3 戸以上の住宅とする場合



§ 4 課題の解決に向けた施策

まちづくりの基本方針に基づき、課題の解決に向けて各種施策を展開します。

種別	事業名	事業内容等
公園	都市公園施設整備事業	老朽化した公園施設を改修・整備します。
子育て支援	こんにちは赤ちゃん事業	生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供を行うとともに支援の必要な家庭に対し、適切なサービスの提供につなげ孤立化を防ぎます。
	ぷくぷくひろば事業	妊婦と生後6か月までの子どもと産婦、その家族を対象に、必要な保健指導・栄養指導等を行うとともに、子育て環境づくりを目的に交流を深める機会を創出します。
	産後ケア事業	産後に支援を必要とする親子に対して、心身のケア・保健指導を居宅訪問により実施します。
	乳幼児すこやかクリニック事業	成長の経過を丁寧に観察していく必要があると思われる乳幼児に対して、小児科医師や臨床心理士等による相談・健診を実施します。
	子育て活動事業	市民グループが自主的に行う子育て活動に対し、支援を実施します。
	子育て短期支援事業	保護者の疾病その他の理由により、家庭において子どもを養育することが一時的に困難となった場合等に、児童養護施設等において一定期間、養育・保護を行い、家庭の福祉向上を図ります。
	幼児教育・保育の無償化	幼児教育・保育の無償化の制度により、子育て家庭の経済的負担を軽減します。
	子育て支援医療費支給事業	乳幼児・児童などの健康保持・増進及び子育て家庭の経済的負担を軽減します。
	ファミリー・サポート・センター事業	子育てを応援してほしい人(おねがい会員)と子育てを応援したい人(まかせて会員)を組織化して、会員相互の援助活動の支援を行うことにより、安心してゆとりのある子育てができる環境づくりを推進します。
高齢者支援	地域密着型サービス等整備助成事業	介護サービス事業者が行う施設整備に対して補助を行います。
	高齢者の保健事業と介護予防	高齢者の心身の特性(フレイル等)に応じ

	等の一体的実施事業	て、きめ細やかな支援を行うため、保健事業と介護予防事業を一体的に実施することで、健康寿命の延伸を図ります。
定住・交流 促進	移住者就業・起業支援補助事業	東京圏等からの移住者を対象に、移住及び定住の促進並びに中小企業の人手不足の解消を図ります。
	空き家等対策事業	空き家についての相談・調査を実施し、空き家等の活用の推進を図ります。
	コミュニティ助成事業	自治会等の地域住民が実施する事業に対して支援を行い、住民主体のコミュニティの推進を図ります。
	鉄道利用通学費補助事業	本市在住で、JR・京都丹後鉄道を利用して、大学・短大・専門学校等へ通学する学生に対し、通学費の一部を支援し、鉄道の利用と若年層の定住化を促進します。
住民サービス	証明書コンビニ交付システム導入事業	住民サービス向上のため、マイナンバーカードを利用した証明書等のコンビニ交付システムを導入します。
公共交通	あやバスの運行	あやバスの安定的な運行の確保と利便性の向上を図ります。
	公共交通空白地有償運送事業	公共交通空白地で交通手段の確保を図る事業実施者に対し、補助金を交付します。
安全・安心	雨水対策事業	市街地の浸水解消と住環境整備を図るため、雨水ポンプ場の整備などの雨水対策を実施します。
	地籍調査事業	土地をめぐる行政活動・経済活動・災害対策などの基礎データを築く地籍調査事業を実施します。
	避難誘導標識設置事業	住民等の円滑かつ迅速な避難の確保のため、災害関連標識を設置します。
	木造住宅耐震診断士派遣事業	住宅の耐震診断を実施し、申込者への結果報告及び耐震補強のアドバイス等を実施します。
	木造住宅耐震改修等補助事業	木造住宅の耐震改修に対して補助を行い、住宅の耐震化の促進を図ります。また、耐震改修現場において適正な補強がされているか確認・指導等を行います。
	特定空家等除却費補助事業	特定空家等と認定した住宅を所有者等が除却する場合に補助を行います。

	水量水質安定的対策事業	老朽化に伴う耐水性の劣る配水管の更新、給水障害の解消などを実施します。
	避難所の充実と強化	避難所の備蓄物資や感染症対策資材などの充実と運営体制の強化を図ります。
	災害時の要支援者への配慮	災害時に援護を必要とする障害者・高齢者などについて、あんしんカード（避難行動要支援者名簿）の活用により、地域支援者との連携による避難体制の強化を図ります。
	防災ラジオ貸与事業	土砂災害特別警戒区域など災害発生リスクが高い地域に居住する世帯等に防災ラジオを無償で貸与します。
商業振興	商店街施設設置事業費補助	商店街団体等が実施する街路灯整備事業に対して支援を行い、商業環境の向上を図ります。
	商店街等活性化事業費補助	商店街団体等が実施するイメージアップにつながる事業やイベントの実施に対して支援を行い、商店街等の活性化を図ります。
	チャレンジショップ支援事業	市内において、店舗等を開設する起業家に対して支援を行い、商店街等のにぎわい創出と活性化を図ります。
教育	小学校改修事業	老朽化した小学校を改修します。
	中学校改修事業	老朽化した中学校を改修します。

§ 5 まちなか居住エリアの防災指針

1 防災指針について

防災指針は、居住や都市機能の誘導を図る上で、必要となる都市の防災に関する機能の確保を図るための指針です。

居住を誘導するまちなか居住エリア内の災害リスクをできる限り回避、あるいは低減させ、安心して暮らせる住環境を実現させるために必要な防災・減災対策を計画的に実施していくことが求められています。

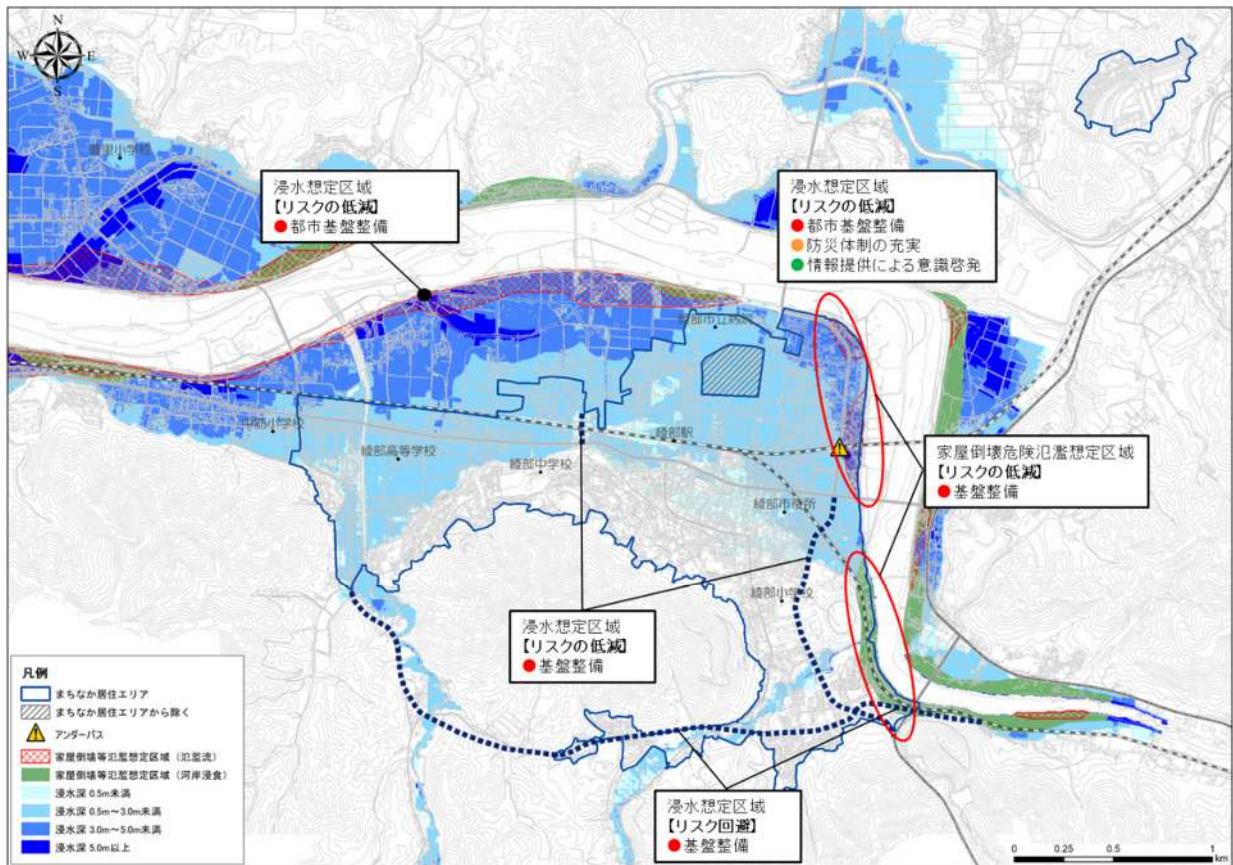
このため、災害リスクを抽出し、各リスクに対応する防災・減災の施策や事業を示します。

2 災害リスクの把握

巻末資料編 59ページから77ページに記載

3 まちなか居住エリアにおける災害リスクへの対応方針

3-1 水害への対応方針



●都市基盤整備

由良川の氾濫リスクを抑制するため、並松町での築堤や、河道掘削などの河川整備の促進を国に働きかけます。

また、避難路の整備や、災害に備えた緊急輸送路のリダンダンシー確保などに取り組み、災害の発生に備えます。

●防災体制の充実

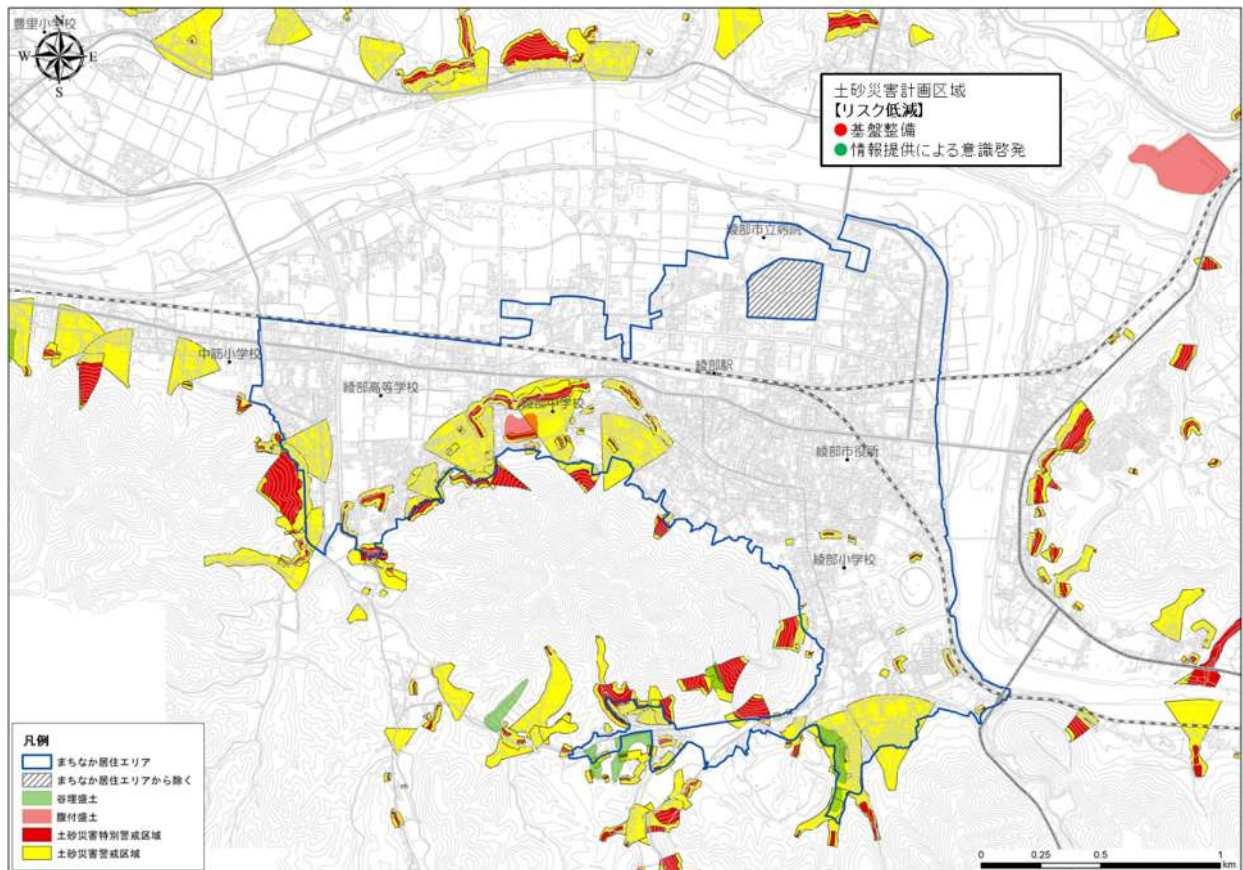
避難誘導標識の整備によりスムーズな避難が可能になる環境を整えます。

また、防災拠点となる公共施設等の耐震化や設備の充実を進めます。

●情報提供による意識啓発

ハザードマップの配布や、防災講座、防災訓練を通じて、市民の防災意識の向上に努めます。

3-2 土砂災害への対応方針



●都市基盤整備

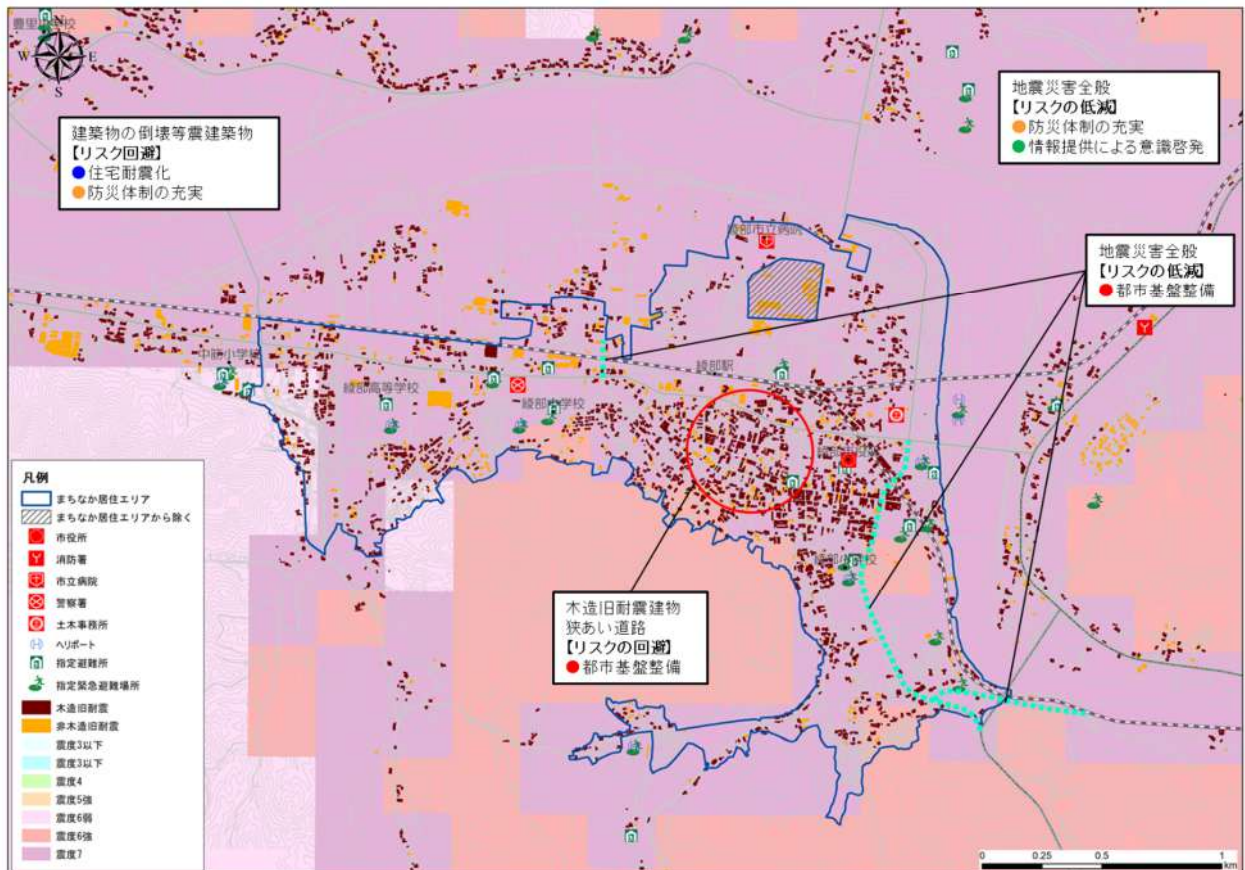
京都府と連携し急傾斜地や砂防指定地の対策事業を促進します。

●情報提供による意識啓発

ハザードマップの配布や、防災講座、防災訓練を通じて、市民の防災意識の向上に努めます。

大規模盛土造成地の第2次スクリーニングを促進します。

3-3 地震災害への対応方針



●都市基盤整備

中心市街地の再整備により災害に強い安全な住環境の構築に努めます。
また、避難路の整備により災害の発生に備えます。

●住宅の耐震化

住宅の耐震化を促し、災害に強いまちづくりを進めます。

●防災体制の充実

避難誘導標識の整備によりスムーズな避難が可能になる環境を整えます。
また防災拠点となる公共施設等の耐震化や設備の充実を進めます。

●情報提供による意識啓発

ハザードマップの配布や、防災講座、防災訓練を通じて、市民の防災意識の向上に努めます。

4 災害への対応方針に基づく施策の展開

各災害リスクへの対応方針を踏まえ、課題解決のための施策を定めます。

対応方針	施策	実施主体	実施時期の目安		
			短期 (5年)	中期 (10年)	長期 (20年)
都市 基盤整備	由良川堤防改修(並松地区)の促進	国	→	→	
	由良川改修(樹木伐採、河道掘削等)の促進	国	→	→	
	市道宮代豊里線整備(避難路の整備)	市	→		
	市道野田須知山線(都市計画道路須知山線)整備(避難路の整備)	市	→	→	→
	綾部環状道路の実現に向けた取組の推進(緊急輸送路のリダンダンシー確保)	府・市	→	→	→
	市街地等における道路の無電柱化の検討(避難路の整備)	府・市	→	→	→
	急傾斜地崩壊対策事業や砂防対策事業などの促進	府	→	→	→
	綾部雨水ポンプ場の運用	市	→	→	→
	雨水排水路や樋門の適正な維持管理	市	→	→	→
住宅の 耐震化	木造住宅耐震診断士派遣事業	市	→	→	
	木造住宅耐震改修等補助事業	市	→	→	
防災体制の 充実	避難誘導標識設置事業	市	→		
	防災拠点となる公共施設等への太陽光発電システムの導入の促進	市	→	→	
	綾部市建築物耐震改修促進計画に基づく公共施設等の耐震化の推進	市	→	→	→
情報提供に よる 意識啓発	ハザードマップの配布による危険個所の周知	市	→		
	防災行政無線、メールマガジン、コミュニティFM、市HP等による意識啓発	市	→	→	→
	防災講座や訓練の実施、避難行動タイムライン作成等、市民の防災意識向上	市	→	→	→
	大規模盛土造成地の2次スクリーニングの促進	府	→	→	

§ 6 施策の評価と進行管理

1 計画の評価・見直しの方法

本計画は、長期的な視野に立って継続的に取り組むものであり、計画期間内の施策の進捗状況や社会的な動向の変化に対応するため、上位計画や関連計画などの見直しとの整合を図りつつ、概ね5年ごとに評価・分析を行うとともに、適宜、計画の見直しを図っていきます。

具体的には、計画を策定し（Plan）、計画の目標や方針に基づき各種施策や事業を実施し（Do）、その成果や効果の評価・分析（Check）します。その結果に応じて、計画の見直し・改善をし（Action）、新たな施策の盛り込みや既存施策の更新等、次の計画策定（Plan）につなげていきます。



2 施策の達成状況に関する指標

本計画が目指す都市の将来像や誘導施策の進捗状況を客観的かつ定量的に把握し、その評価を踏まえた計画や施策の見直し等に資するため、評価指標を定める必要があります。

そのため、各種施策や事業を推進することにより、「コンパクトアンドネットワーク」による持続可能なまちづくりを実現していく際の指標と目標値について、次のとおり設定します。

指標	現況値	目標値 (令和22年)
まちなか居住エリア内の人口密度	34.7人/ha ^{※1}	30.0人/ha (推計値：26.5人/ha) ^{※2}
生産年齢人口比	51.3% ^{※1}	49.0% (推計値：46.0%) ^{※2}
あやバス乗車人数	197,412人/年 (令和元年度)	160,000人/年 (推計値：130,851人/年)

※1 平成27年国勢調査

※2 国立社会保障・人口問題研究所推計